



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

## Press Release

報道関係者各位

令和7年6月9日（月）

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 二木多賀子

産業安全専門官 早川康弘

産業安全専門官 高梨雅文

（電話番号）022-299-8839

### 建設事業無災害表彰状の伝達式を行います

宮城労働局（局長 小宅 栄作）は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施する令和7年度全国安全週間（今年で第98回目。「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンの下で実施されます。）の関連事業の一環として、安全意識の高揚を図ること等を目的として、全工期を通じ業務上の災害が発生しなかった建設工事現場に対して、下記により、建設事業無災害表彰内規（別添）に基づく厚生労働省労働基準局長による表彰状の伝達式を行います。

#### 記

- 日時 令和7年6月13日（金）  
午前10時30分から
- 場所 2階大会議室  
（仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎2階）
- 表彰事業場  
別表のとおり

## 建設事業無災害表彰内規

### (目的)

第1条 この内規は、建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この内規は、事業の期間(以下「工期」という。)が予定される事業であって、労働基準法別表第1第3号に該当するもののうち、労働者災害補償保険の保険料(概算又は確定)の額が160万円以上のものに適用する。

### (表彰状授与)

第3条 労働省労働基準局長は、前条に示す事業であって、全工期を通じ、業務上の災害(出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く。)が発生しなかった事業場に様式第1号による表彰状を授与する。

前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって労働基準法施行規則別表第2身体障害等級票に掲げる身体障害を伴うものとする。

第4条 労働省労働基準局長は、前条第1項の表彰状を授与した後に、当該表彰に係る事業においてその工期中に業務上の災害が発生した事実が判明した場合には、当該表彰状を返還させるものとする。

### 附 則

この内規は平成11年10月1日から施行し、同日以降に開始される事業に適用する。

## 別 表

## 建設事業無災害表彰事業場

	申請者	工事名
1	西松建設株式会社 北日本支社 柴田町体育館出張所	(仮称) 柴田町総合体育館整備事業新築工事
2	株式会社 小野良組	気仙沼国道維持補修工事
3	株式会社丸本組 栗原警察署庁舎等新築工事事務所	令和4年度債務警10-001号 (仮称) 栗原警察署庁舎等新築工事
4	株式会社丸本組 三陸道管内維持補修工事事務所	令和5～6年度 三陸道管内維持補修工事